

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領
(第四次長岡市環境基本計画策定支援業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する方法について、必要な事項を定めるものである。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、環境部環境政策課が庶務を行う。

3 選考方法

- (1) 提案書が期限内に提出されない者、提案書の記述が要件を満たしていない者、費用の見積額が予算額をオーバーしている者は失格とする。
- (2) 提案書のプレゼンテーションは、各事業者3人以内、準備・片付け各5分間、20分間の持ち時間で提案書に基づいて行い、質疑応答を10分間行う。
- (3) 提案書の記述項目、プレゼンテーションの内容及びプレゼンターに関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (4) 各委員の評価点を平均して算出したもの(小数第2位を四捨五入)を事業者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。
- (5) 評価点が同点となった場合は、各委員による無記名の選考投票で過半数を超えた事業者を最優秀者として決定する。1回目の投票で過半数を超える事業者がない場合は、最多投票数の事業者と次点の事業者で決戦投票を行い、決定する。

4 選考評価基準

評価項目	配点
<p>1 業務実績等について</p> <p>業務履行に十分な体制になっているか。</p> <p>同種・類似業務について、十分な実績があるか。</p> <p>見積金額は妥当か。</p>	25 点
<p>2 提案書の作り方、プレゼンテーションについて</p> <p>提案書は見やすく、且つ説得力があるものになっているか。</p> <p>要領を得た、わかりやすい説明になっているか。</p> <p>質疑への応答は適切であるか。</p>	25 点
<p>3 提案内容について</p> <p>計画策定に係る取組方針等が妥当であるか。</p> <p>本業務における目的・内容について十分に理解されているか。</p> <p>本業務を進めるにあたっての独自の強みや売りがあり、これからの取り組みが期待できるか。</p>	50 点
総合評価（得点の合計）	100 点